

- 注1 美容所開設者がその美容所に従事する美容師の届け出を行う場合は、届出者として美容所の所在地、名称及び開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記載すること。
- 2 伝染性疾病については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定するものをいう。
- 3 居宅介護支援事業所等のケアマネジャー（介護支援専門員）の紹介により、対象者の居宅に出張する場合は、居宅介護支援事業所等の「名称」、「所在地」、「当該事業所のケアマネジャーの紹介である旨」又はケアマネジャーの「氏名」、「当該ケアマネジャーの紹介である旨」を記載することとしてもよい。
- 4 出張業務する美容師が美容所に従業する場合にあつては、その所在地、名称を備考欄に記載すること。

添付書類

- 1 美容師免許証又は美容師免許証明書の写し
- 2 美容師の健康診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関するもの）
- 3 出張業務を行う場所との契約書又は覚書等、依頼があることを証する書類
- 4 携行品がはっきり写った写真。ただし、届け出の際に携行品を提示することで、写真の添付に代えることができる。

- ・ **免許証の写し・健康診断書**：前橋市内の美容所へ従事の届け出がある場合には、添付を省略できます。
- ・ **契約書・覚書等**：出張業務は、出張先からの依頼があつて初めて行えます。出張先からの依頼があることを証する書類を添付してください。書面が用意できない場合には、担当者へご相談ください。
- ・ **携行品が写った写真**：表面でチェックを入れた携行品について、はっきり確認できる写真を添付してください。届出を行う際に、現物を持参し、担当者へ提示することもできます。